

公益財団法人 名古屋市中小企業共済会福利厚生規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人名古屋市中小企業共済会（以下「共済会」という。）定款第4条第2号に規定する福利厚生事業の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「中小企業者」とは、名古屋市内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当する事業主をいう。

- (1) 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業主及び資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業主（次号から第4号に掲げる業種を主たる事業として営む事業主を除く。）
- (2) 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であって、常時雇用する従業員の数が100人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が1億円以下の法人であるもの
- (3) サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であって、常時雇用する従業員の数が100人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人であるもの
- (4) 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であって、常時雇用する従業員の数が50人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人であるもの
- (5) その他これに準ずる事業主で理事長の認めるもの

2 この規程で「契約企業主」とは、福利厚生制度に加入する事業主で共済会が加入を承諾したものをいう。

3 この規程で「会員」とは、事業主がその属する従業員等を共済会に会員として登録した被登録者をいう。

4 この規程で「登録期間」とは、被登録者がその資格を取得した日から起算した期間をいう。

5 この規程で「勤続年数」とは、被登録者が入社した日から起算した期間をいう。

6 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

（事業）

第3条 共済会は、給付事業、資金の貸付あっせん及び利子補給並びに厚生事業を行う。

2 共済会は、前項に定める事業のほか、必要な事業を行うことができる。

（情報通信技術の活用）

第4条 この規程に基づく申込、届出、請求、交付、通知その他の手続（以下「手続等」という。）は、理事長が別に定める方法により、情報通信技術を活用して行うことができる。

2 前項の方法により行われた手続等は、書面による手続と同等の効力を有するものとする。

3 第1項の方法により行われた手続等は、当該手続等の使用にかかる相手方の電子計算機に備えられたファイルへ記録されたときに到達したものとみなす。

第2章 加入

（加入の申込）

第5条 共済会の福利厚生制度に加入する中小企業者は、次に掲げる書類を共済会に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 福利厚生制度加入申込書

(2) 企業調書

(3) 被登録者名簿

2 加入の申込は、中小企業者が一括して行うものとし、従業員については、原則としてそのすべてを共済会に登録するものとする。

（被登録者の範囲）

第6条 被登録者には、次の各号に掲げる者も含むことができる。

(1) 契約企業主と生計を一にする家族従業員

(2) 独立した生計を営み、かつ、常時勤務する家族従業員

(3) 常勤役員等

2 前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、加入しないことができる。

(1) 期間を定めて雇用される者

- (2) 試みの雇用期間中の者
- (3) 季節的業務に雇用される者
- (4) 常時勤務に服することを要しない者
- (5) 所定労働時間の特に短い者
- (6) 休職期間中の者又はこれに準ずる者
- (7) その他理事長が認めた者

(加入承諾書等の交付)

第7条 共済会は、加入の申込を承諾し、被登録者名簿の該当者を会員とすることを承認したときは、当該加入申込者に対し、次に掲げる書類を交付するものとする。

- (1) 加入承諾書
- (2) 会員証

(被登録者の追加)

第8条 契約企業主があらたに被登録者を追加しようとするときは、被登録者追加届に被登録者名簿を添えて共済会に提出するものとする。

2 被登録者追加の承認は、会員証の交付をもってこれに代えることができる。

(会員の資格取得)

第9条 会員の資格は、会員となることを承認された日から取得するものとする。

(変更の届出)

第10条 契約企業主は、企業調書及び被登録者名簿の記載事項その他必要事項に変更が生じたときは、ただちにその旨を共済会に届出るものとする。

(登録期間の通算)

第11条 会員が退職し、6月以内に同一又は他の契約企業主の被登録者となったときは、その登録期間を通算することができる。

第3章 資格の喪失

(退会)

第12条 次の各号による場合は、退会とする。

- (1) 会員がその属する企業等を退職したとき。
- (2) 会員が死亡したとき。

2 契約企業主は、前項による会員の退会に当たっては、福利厚生制度退会届によりその旨を共済会に届出るものとする。

3 第1項の退会については、事実の発生した日からその資格を喪失するものとする。

(脱会)

第13条 契約企業主がやむを得ない事由により脱会しようとするときは、福利厚生制度脱会届に当該会員全員の福利厚生制度脱会同意書を添えて共济会に届出るものとする。

2 会員がやむを得ない事由により脱会しようとするときは、福利厚生制度脱会届(会員用)を契約企業主を経由して共济会に届出るものとする。

3 第1項により共济会が脱会の届出を承諾し、契約企業主が脱会したときは、当該会員も同時に承諾した日からその資格を喪失するものとする。

4 第2項により会員が脱会したときは、共济会の承認した日からその資格を喪失するものとする。

(取消)

第14条 共济会は、契約企業主に次の各号の事実があったときは、その加入を取り消すことができる。

(1) 会費の納入を怠ったとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により共济会に著しい不利益を与えたとき。

(3) 共济会の信用を著しく失墜させる行為があったとき。

(4) 中小企業者でなくなったとき。

(5) 反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

2 共济会は、前項により加入を取り消したものに対し、資格取消通知書により通知するものとする。

3 第1項により加入を取り消されたものは、ただちにその資格を喪失し、当該会員も同時に資格を喪失するものとする。

4 共济会は、会員に第1項第2号、第3号又は第5号の事実があったときは、その登録を取り消すことができる。

5 共济会は、前項により登録を取り消した者に対し、資格取消通知書により通知するものとする。

6 第4項により登録を取り消された者は、ただちにその資格を喪失するものとする。

(取消制限)

第15条 契約企業主及び会員は、前3条に定める場合のほか、その意に反して資格を喪

失することはない。

第4章 会費

(会費)

第16条 会費は、1人月額800円とする。

2 契約企業主は、その資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月まで、毎月当該会員分を一括して翌月の10日までに納付しなければならない。

3 会員は、原則として契約企業主の負担する会費の2分の1を分担するものとする。

(会費の返還)

第17条 既納の会費は、返還しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第5章 給付

(給付事業)

第18条 会員に対し、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 入学祝金
- (4) 卒業祝金
- (5) 傷病見舞金
- (6) 弔慰金
- (7) 退会せん別金
- (8) 永年勤続報奨金
- (9) 成人祝金

2 給付金額は、別表第1のとおりとする。

(結婚祝金)

第19条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。ただし、再婚のときは、2分の1の額とする。

2 会員が結婚を理由に退職し、その退職後3月以内に結婚したときも、結婚祝金を支給する。

3 結婚したときとは、原則として市区町村長に婚姻の届出をした日をいう。ただし、内縁関係については、住民登録の届出をした日をいう。

(出産祝金)

第20条 会員又はその配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。

2 会員が退職後3月以内に出産したときも、出産祝金を支給する。

3 出産には、死産又は1週間以内の産児の死亡の場合は含まない。

(入学祝金)

第21条 会員の子が小学校又は中学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

(卒業祝金)

第22条 会員が高等学校又は大学等を卒業したときは、卒業祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第23条 会員が傷病により引き続き1月以上勤務しなかったときは、傷病見舞金を支給する。ただし、年度1回に限るものとする。

2 同一傷病により1年勤務せず、なお引き続き1月以上勤務しなかったときは、再度傷病見舞金を支給することとし、3年目以降も同様とする。

(弔慰金)

第24条 会員及び会員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次項において同じ。）又は一親等の親族が死亡したときは、弔慰金を支給する。

2 会員若しくはその配偶者が死産したとき又は出産後1週間以内に産児が死亡したときは、弔慰金を支給する。

(退会せん別金)

第25条 会員が登録期間3年以上で死亡又は退職により退会したときは、退会せん別金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、会員が懲戒解雇により退職したときは、退会せん別金を支給しないものとする。

3 第10条により登録期間を通算したときは、通算する前の期間に応じた退会せん別金の支給を受けていない場合に限り、通算した期間に応じた金額を支給することができる。

(永年勤続報奨金)

第26条 登録期間3年を経過した会員が、同一企業に勤務して一定の年数に達したときは、永年勤続報奨金を支給する。ただし、契約企業主である会員には、これを支給しない。

2 登録時にすでに勤続年数20年以上の会員については、登録期間3年を経過した後に勤続年数20年に該当する金額を支給する。

(成人祝金)

第27条 会員が満20歳に達したときは、成人祝金を支給する。

(給付の請求)

第28条 給付を受けようとする者は、給付請求書に事実を証する書類を添えて共済会に請求するものとする。ただし、第17条第1項第7号から第9号に掲げる給付の請求については、事実を証する書類の添付を要しないものとする。

2 前項の請求は、当該会員の属する契約企業主を経由して行うものとする。

(給付の決定)

第29条 共済会は、給付の請求が適正であると認めたときは、給付決定通知書により当該契約企業主に通知するものとする。

(給付金の支給)

第30条 共済会は、給付の決定を行ったときは、給付金を遅滞なく当該会員の属する契約企業主が指定する金融機関に振り込むものとする。

第31条 削除

(遺族の範囲及び順位)

第32条 会員が死亡したときの給付金を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、会員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で会員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、会員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 給付金の支給を受けるべき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により給付金の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、

代表者1人の請求により等分して支給する。

(給付の制限)

第33条 会費の納入が遅延しているときは、その会費が納入された後に給付を行う。

2 登録期間3月に満たない者に給付事実が発生したときは、会員死亡のときを除き、登録期間が3月経過した後に支給する。

(給付金の返還)

第34条 本人又はそれ以外の者が虚偽又は不正行為等により給付金を受領したときは、共済会は、給付金を返還させるものとする。

(請求の期限)

第35条 給付金の請求は、給付事実の発生の日から3年以内に行わなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事由により遅延したと認めたときは、この限りでない。

第6章 貸付あっせん及び利子補給

(資金の貸付あっせん)

第36条 会員に対し、次の各号に掲げる資金の貸付あっせんを行うものとする。

- (1) 住宅資金
- (2) 教育資金
- (3) 医療・介護等の福祉資金
- (4) 自動車等購入資金
- (5) 生活資金

(貸付あっせんの取扱い金融機関)

第37条 前条の貸付あっせんの取扱い金融機関は、東海労働金庫とする。

(貸付あっせんの限度額等)

第38条 第35条に定める資金の限度額、利率、償還方法その他貸付に必要な事項は、東海労働金庫が定めるところによるものとする。

(利子補給)

第39条 共済会は、第35条に定める資金の貸付を受けた会員に対し、利子補給金を支給する。

2 第35条第1項第1号の住宅資金の利子補給は、第41条から第46条の規定によるものとする。

3 第35条第1項第2号から第5号の利子補給金及び補給期間は、別表第2のとおりと

する。

(利子補給金の請求)

第40条 利子補給を受けようとする会員は、利子補給金請求書に年末の融資残高を証する書面等を添えて共済会に請求するものとする。

(利子補給金の支給)

第41条 共済会は、利子補給の請求が適正であると認めたときは、速やかに利子補給金を当該会員が指定する金融機関に振り込むとともに、利子補給金支払通知書により当該会員に通知するものとする。

2 借入金の返済又は会費の納入を怠ったときは、利子補給金の一部又は全部を支給しないことができる。

第7章 住宅資金の利子補給

(住宅資金の利子補給)

第42条 会員に対し、住宅資金の利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給の対象者、利子補給金及び補給期間は、別表第3のとおりとする。

(利子補給の申請)

第43条 住宅資金の利子補給を受けようとする会員は、住宅資金利子補給申請書に融資を受けた金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構の融資契約書等の写しを添えて共済会に申請するものとする。

(利子補給の決定)

第44条 共済会は、利子補給の申請が適正であると認めたときは、住宅資金利子補給決定通知書により当該会員に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第45条 住宅資金利子補給決定の通知を受けた会員は、住宅資金利子補給金請求書に年末の融資残高を証する書面等を添えて共済会に請求するものとする。

(利子補給金の支給)

第46条 住宅資金の利子補給金の支給については、第40条第1項及び第2項を準用するものとする。

(利子補給の制限)

第47条 利子補給を受けている会員が、会員の資格を喪失したときは、以後の利子補給は行わないものとする。

第8章 厚生事業等

(厚生事業等)

第48条 会員に対し、次の各号に掲げる厚生事業等を行う。

- (1) 健康維持増進事業
- (2) 自己啓発事業
- (3) 余暇活動事業
- (4) 顕彰事業

(福利厚生施設の設置)

第49条 共済会は、会員のために必要な福利厚生施設を設置することができる。

第9章 運営

(経理処理)

第50条 福利厚生事業に関する経理は、他の経理と区分して行うものとする。

(予算決算等の決議)

第51条 福利厚生事業に関する事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算は、理事会の決議を経るものとする。

(事務連絡者)

第52条 契約企業主は、共済会との事務連絡を円滑に行うために、事務連絡者1名を置くものとする。

(規程の変更及び廃止)

第53条 この規程の変更及び廃止については、理事会の決議を経なければならない。

(委任)

第54条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 業務方法書（昭和55年11月1日施行）、福利厚生制度事務取扱規程（昭和55年11月1日施行）及び給付貸付あっせん規程（昭和55年11月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に業務方法書の規定による福利厚生制度の会員及び被登録者は、この規程による契約企業主及び会員とみなす。
- 4 この規程の施行の際現に業務方法書第36条第1項の規定による結婚資金、文化資金

及び厚生資金の貸付あっせんを受けていた者及び貸付あっせんが決定している者は、この規程により貸付あっせん及び利子補給を継続する。

- 5 この規程の施行の際現に業務方法書第36条第2項の規定による住宅資金の利子補給を受けていた者及び利子補給が決定している者は、この規程により利子補給を継続する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福利厚生規程第40条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新たな貸付あっせん及び連帯保証について適用し、施行日前に行った貸付あっせん及び連帯保証については、当該貸付期間及び連帯保証期間に限り、従前の貸付あっせん及び連帯保証として継続する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第34条（退会せん別金、この規程附則第5項の退会せん別金差額金及びこの規程附則第6項の従前の退会せん別金を除く。）の規定は、平成22年4月1日以降に支給の事由が生じた給付金について適用し、同日前に支給の事由が生じた給付金については、なお従前の例による。
- 3 この規程附則第4項及びこの規程による改正後の第34条（退会せん別金に限る。）の規定は、施行日以降に退会する会員の退会せん別金について適用し、同日前に退会した会員の退会せん別金については、なお従前の例による。
- 4 福利厚生規程の一部を改正する規程（平成19年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

附則第2項（以下「改正前附則第2項」という。）及び附則別表を削る。

- 5 平成22年7月1日現在の会員で同日の前日において改正前附則第2項各号に該当していたものに対し、次の各号に定めるところにより当該各号に定める退会せん別金差額

金を支給する。ただし、平成22年12月末日までに請求しなかった場合は、この限りでない。

- (1) 平成19年3月31日現在において登録期間が20年以上経過している会員（平成10年5月31日現在において登録期間が15年以上経過しているものを除く。）

25,000円

- (2) 平成10年5月31日現在において登録期間が15年以上経過している会員（同日現在において登録期間が20年以上経過しているものを除く。）

50,000円

- (3) 平成10年5月31日現在において登録期間が20年以上経過している会員

100,000円

- 6 前項及びこの規程による改正後の第24条の規定にかかわらず、前項に該当する会員で同時にこの規程による改正後の第24条に該当するものは、これらの給付金に替えて従前の例により退会せん別金を請求することができる。ただし、平成22年12月末日までに請求しなかった場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正後の福利厚生規程第35条から第40条までの規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新たな貸付あっせん及び利子補給について適用し、施行日前に指定金融機関に対して借入の申込みがなされた貸付あっせん及び利子補給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の福利厚生規程第41条から第46条までの規定は、施行日以後の新たな住宅資金の利子補給について適用し、施行日前に決定された住宅資金の利子補給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別表第1 弔慰金の項給付金額の欄の改正に関する部分については、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1 給付金額は、この規程の施行の日以降に支給の事由が生じた給付金について適用し、同日前に支給の事由が生じた給付金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年12月4日から施行する。ただし、この規程による改正後の第4条の規定については、共済事業総合管理システムの運用開始日から施行する。

別表第1

給 付 種 別	給 付 金 額
結 婚 祝 金	登録期間 3 年未満 10,000円 " 3 年以上 20,000円 " 5 年以上 30,000円 再婚の場合は半額
出 産 祝 金	15,000円
入 学 祝 金	5,000円
卒 業 祝 金	10,000円
傷 病 見 舞 金	10,000円
弔 慰 金	会員 50,000円 配偶者・1 親等血族 20,000円 1 親等姻族 10,000円 死産・1 週間以内の 産児の死亡 5,000円
退 会 せ ん 別 金	登録期間 3 年以上 5,000円 " 5 年以上 10,000円 " 10 年以上 25,000円 " 15 年以上 50,000円
永年勤続報奨金	勤続年数 10 年 5,000円 " 15 年 10,000円 " 20 年以上 20,000円
成 人 祝 金	5,000円

別表第2

資金の種別	資金の用途	利子補給金	補給期間
住宅資金	会員の居住の用に供する住宅の新築・増改築又は購入	別表第3を適用する	
教育資金	入学金、授業料等	年末の融資残高の1%（100円未満切り捨て）とする。 ただし1人年5,000円を限度とし、1,000円未満は支給しない。	2年以内
医療・介護等の福祉資金	医療、介護等		
自動車等購入資金	自家用の自動車、オートバイ等の購入等		
生活資金	結婚、旅行、生活用品等		

別表第3

利子補給の対象者	利子補給金	補給期間	備 考
登録期間 5年以上	年末の融資残高の1%（100円未満切り捨て）とする。 ただし1人年7,000円を限度とし、1,000円未満は支給しない。	10年以内	会員の居住の用に供する住宅の新築・増改築、又は購入費用を、金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構で借入れた場合に限る。